

北海道警察北見方面本部告示35号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年9月4日

北海道警察北見方面本部長 田 中 昭 彦

1 入札に付す事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道警察北見方面指定庁舎で使用する電力（業務用）

ア 業務用電力（一般）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 48kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 105,986kWh

イ 業務用電力（平日休日別）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 250kW

(イ) 電力量料金（平日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 753,833kWh

(ウ) 電力量料金（休日）（使用電力量1kWh当たりの単価） 336,142kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 契約書（案）による。

(3) 契約期間 令和8年12月1日から令和9年11月30日まで

(4) 納入場所 契約書（案）による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道警察北見方面本部告示第34号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 契約条項を示す場所

北海道警察北見方面本部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部201号会議室（送付による場合は、郵便番号 090-8511 北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部会計課）

(2) 入札日時 令和8年10月21日（水）午後2時30分（送付による場合は、同月20日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

- 8 郵便等による入札の可否
認める。

9 落札者の決定方法

すべての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価。以下「単価」という。）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

なお、再度の入札に付し、落札者がいない場合の随意契約における見積書徴取の相手方は、次の方法による。

- (1) すべての入札金額（単価）が最低である場合

当該最低入札者から見積書を徴する。

- (2) すべての入札金額（単価）が最低である入札がない場合

入札参加者のうち、入札総価額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする（入札総価額1位の者が2者以上の場合は1位の者のみを、入札総価額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを参加させる。）。この場合、すべての見積金額（単価）が財務規則第151条第1項の規定により定められたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である見積（有効な見積に限る。）をした者のうち、見積書記載の見積総価額（各見積金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。
この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。

- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

- (1) 無効入札

開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

- (3) 最低制限価格

設定していない。

- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（単価）を記載すること。

(5) 入札書の記載方法

ア 入札書には、基本料金 1 kW及び電力量料金 1 kWh当たりの単価を記載し、基本料金における力率は85パーセントとして算定すること。

また、入札金額（単価）の算定に当たっては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

イ アで作成した入札書には、仕様書に記載した年間予定使用量等を元に算出した、入札総価額を記載すること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道警察北見方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 090－8511 北見市青葉町 6 番 1 号

ウ 電 話 番 号 0157－24－0110 内線 2232

(7) 前 金 払

前金払はしない。

(8) 概 算 払

概算払はしない。

(9) 部 分 払

部分払はしない。

(10) 郵便等による入札における再度入札

初度の入札で落札者が決定しない場合、初度の入札で参加した者（郵送による入札をした者を含む。）を対象に再度入札を行う。

なお、再度入札の実施方法等は、初度の入札実施後、速やかに通知することとする。

また、再度入札においても落札者が決定しない場合は、随意契約に移行することがある。

(11) 入 札 の 執 行

初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(12) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(13) 入 札 執 行 の 公 開

この入札の執行は、公開する。

(14) 債 権 譲 渡 の 承 諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(15) そ の 他

ア 電気料金は、支出負担行為担当官（北海道警察北見方面会計担当官）及び分任支出負担行為担当官（北海道警察情報通信部北見方面情報通信部長）と分担して支払うことについて承知すること。

イ この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。